

文言で、いわゆる学校に出席をしないということを認めることになりますが、こういう規定はこれまでの我が国の法律にあるのかどうかを藤原初中長にお伺いしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

まず第一の、法案第一条第二号の「不登校児童生徒」の用語でございますが、現在の法律においてこの用語を使った例はないというふうに承知しております。

また、本法案の十三条の「休養の必要性」につきましても、この用語を使った用例は現在の法律においてないと承知しております。

○馳委員 提出者の河村建夫議員にお聞きしたいと思います。

そもそもこの法律が必要とされたという社会的背景や立法の事実、このことについてお答えをいただきたいと思います。

○河村議員 お答えいたしますが、その前に、馳委員には、この問題についていち早く研究会を立ち上げていただきまして、活発な議論をいただいて今日がありますこと、感謝を申し上げます。

このような問題を取り上げていこうということになつたのは、御案内どおり、不登校の児童たちが十二万を超えておるという現状をまず直視しなきやいかぬだろう、そして、今日、日本が誇ると言われる義務教育の中にあって、そういう子供たちに、どのような教育を受けて、そしてほかの方々と同じように社会に出ていく機会をどういうふうにつくつていつたらいいだろうかということが最初の課題でございまして、それについてあらゆる角度から議論をしたわけであります。もちろん、不登校にはさまざまな理由がありますから、それをどのように定義していくか、どのように考えていくか、議論になつたところでござります。

そういう観点に立つてこの問題を取り上げ、そしてそういう人たちにも教育の機会をいろいろな角度から与えていこうというのが、今回の法律を提出した理由でございます。

○馳委員 そこで、法律第二条第三号の「不登校児童生徒」の定義についてお伺いしたいと思います。

ここには、「学校における集団の生活に関する心理的な負担」と表現をされております。この表

現だけを読むと、ともすると、不登校の原因は児童生徒の側にあると強調され過ぎている嫌いがある、こういう解釈ができます。

私は、そうではないと思っているんです。そもそも、学校の空気、教職員の言動、友人関係、あるいは、個人的な問題に入りますけれども、LGBTの問題やいじめの問題等々、さまざまなものがあると思われます、法律の条文でこういうふうに規定されると、一方的に、児童生徒が学校に行かないのがよくないんだ、こう現場の教育委員会や学校長なども解釈しがちであります。

そうではないということとの意味で、改めて文科省には、この不登校児童生徒の定義のところにおいて、その要因は非常に幅広いさまざまな事情があるということを明確にお答えいただきたいと思います。藤原局長、お願ひします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

不登校児童生徒の定義につきましては、文部科学省の問題行動等調査におきまして、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者としており、法第二条第三号における定義についてはこれを踏まえて文部科学省で定めることとしております。

一般的に、不登校の要因といたしましては、委員御指摘の、教職員の言動、学校管理下の問題、友人関係、いじめ、LGBT、貧困あるいは家庭の問題等さまざまなものがあげられており、これらを含めた何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にある場合には、定義

三条の理念のところでありまして、松野大臣にお伺いをしたいと思います。

実は、立法の過程で、自民党的な部会で、この第三条第一号は当初ありませんでした。しかし、当時、松野委員は、強く、そもそも学校の体制をしっかりと整備すべきであると主張されて、そのまま学校の体制を立て、原案の修正という形でこの理念の第一号が入ったという経緯があります。

あるとすれば、松野大臣の思いも含めて、どのような学校の体制整備、環境整備、法律の条文によりますと、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるような環境の確保が図られるようにするために、こうなつております。確保でありますから、ここは、文科大臣は法案成立後に大きな責任を負うことになると思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○松野国務大臣 馳委員から御指摘をいただいたとおり、児童生徒にとって、豊かな学校生活を送るとともに、学校が安心して教育を受けられる場であることは重要なことである、この認識は私も共有をしているところであります。また、不登校になつた児童生徒が再び学校に通うことができるよう、学校における環境を整えることも重要なことであると考えます。

このため、文部科学省としては、次世代の学校指導体制の実現に向けた教職員の指導体制の充実、養成、採用、研修の一体的改革による教員の資質、能力の向上、スクールカウンセラー・ヤスクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制の充実などに取り組んでいるところであります。

○馳委員 教育環境の整備とおっしゃいましたね。

では、三木政務官にお伺いしますけれども、例えば、三木政務官の地元の中学校の体育館が耐震、防災上の課題がある、つまり天井の改修をしなければいけない、予算づけが必要だ。もしその予算づけが可能となれば、恐らく、校長だけではなく保護者、子供たちも非常に安心すると思いますし、自分の地域で教育環境がそのように整備されれば、三木さんも安心すると思います。

このように、教職員の質と量の両面からの充実や専門スタッフの配置の充実等を通じて、児童生徒一人一人の状況に応じた学校の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○馳委員 大臣がこうして明確におっしゃつていただきましたが、肝心の予算づけをするのは財務省であります。

さきほどは財務省の三木大臣政務官が来ていました。

思いますけれども、改めて聞いてみたいと思います。予算折衝の中でよく財務省はエビデンスと言いますが、財務省が考へておるエビデンスとは何か、具体的におっしゃっていただきたいと思います。

○三木大臣政務官 馳委員の方から、教育政策に関するエビデンスについてお尋ねをいただきました。

六月に閣議決定されました骨太の方針「〇一六〇一六等におきまして、「教育政策においてエビデンスに基づくPDCACサイクルを確立する」とされております。確保でありますから、ここは、文科大臣は法成立後に大きな責任を負うことになると思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

その上で、エビデンスの例としては、同じく骨太の方針「〇一六等におきまして、学級規模等の影響や効果の調査、あるいは加配教員、専門スタッフの配置の効果分析、あるいは高い成果を上げた教育政策に関する実証研究による成果が挙げられておりまして、財務省としても、こうした科学的根拠のあるエビデンスが必要というふうに考えております。

また、文部科学省におきましても、こうした方針に基づきまして、二十八年度より、教育政策に関する実証研究事業が進められているものと承知いたしております。

○馳委員 教育環境の整備とおっしゃいましたね。

では、三木政務官にお伺いしますけれども、例えば、三木政務官の地元の中学校の体育館が耐震、防災上の課題がある、つまり天井の改修をしなければいけない、予算づけが必要だ。もしその予算づけが可能となれば、恐らく、校長だけではなく保護者、子供たちも非常に安心すると思いますし、自分の地域で教育環境がそのように整備されれば、三木さんも安心すると思います。

この安心感というのはエビデンスという数値で表現できるんですか。

○三木大臣政務官 馳委員の質問にお答えしたいと思います。

我々としても、教育政策において教育成果の全てを数値化できるわけではないということは理解しております。

ただ、骨太の方針等においてエビデンスやPDCAサイクルを重視するべきとされた背景には、行政の説明責任を徹底し、政策の質を高めるために、透明性の高い政策評価を行うことが求められていると考えております。

そうした方針を踏まえまして、今後、研究者の方々とも協力いたしまして、できる限りの工夫をしていく必要があるというふうに考えています。

○馳委員 このエビデンスと財務省がおっしゃる問題については、今後、委員会があれば、毎回のよう三木政務官をお招きして徹底して議論したいと思いますので、委員の皆様にも御協力をお願ひしたいと思います。

さて、法の第十四条に入ります、夜間中学校における就学の機会。

松野大臣にお伺いいたします。夜間中学校は四十七都道府県に一つずつつくる必要があるとお考えでしようか。

○松野国務大臣 夜間中学については、義務教育未修のまま学齢を超過した方々や、本国において義務教育を修了していない外国人等の就学機会の確保に重要な役割を果たすと考えております。また、今後は、不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者の受け

こうした中、現在、夜間中学の設置は全国で八都道府県三十一校にとどまっています。このため、文部科学省としては、各都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう、その設置を促進していきたいと考えており、各教育委員会における設置に向けた取り組みを引き続き支援してまいりたいと考えております。

○馳委員 設置に向けた取り組みを促進するためにも、法の第十五条で協議会の設置は都道府県の責務になつていて、国はどのようにひな形を示して指導していくか、そのことの具体性が必要だと

思っています。

したがつて、文科省としては、全都道府県の教育委員会にアンケートをして、またこの協議会の持ち方について指針を示して促していくという明確な姿勢を示す必要があると思いますが、この点について、藤原局長にお伺いしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

夜間中学の設置等を行うに当たりましては、各都道府県と各市区町村間の役割分担や連絡調整を行なうことが重要であり、協議会を組織して取り組むことは、そのための有効な手段と考えております。

このため、文部科学省といたしましては、本法案が成立した際には、夜間中学に関する取り組みとなるよう、夜間中学の設置、充実に関する考え方をまとめた手引を作成したいと考えております。そこで、協議会の体制や協議会で扱う事項の内容等についても記載していきたいと考えております。

また、今後、速やかに、各教育委員会等の参考

となるよう、夜間中学の設置、充実に関する考え方をまとめた手引を作成したいと考えております。そこで、協議会の体制や協議会で扱う事項

の内容等についても記載していきたいと考えております。

○馳委員 時間ですので、これが最後の質問になりますが、この夜間中学校には、いわゆる学齢期

の生徒は含まれるのかどうか。実は、形式卒業生が含まれるということは昨年通知で出していますが、この法にもかかわります不登

校の児童生徒の現状を考えれば、夜間中学校において、これは三年連続での増加でございまして、教

育上大きな課題であると認識しております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省の問題行動等調査によれば、平成二

十七年度における国公私立の全小中学校の不登校児童生徒数は約十二万六千人となつております。

この調査によれば、小中学校における全不登校児童生徒について、不安の傾向がある場合と無気力の傾向がある場合で約六割を占めております。

○吉田(宣)委員 文部科学省としても最大限の努力はなされていくやと思います、そのような私は受けとめでございます。特に、今の答弁の後段に

多いことがわかっているところでございます。このように、一般に、不登校事案の多くは、本人、家庭、学校に係るさまざまな要因が複雑にかかわっていると考えられておりまして、今後、文部科学省といたしましては、関係機関と連携しながら、さらなる詳細な要因の分析に取り組んでまいります。

いたいと考えております。

○吉田(宣)委員 文部科学省としても、この状況についてしっかりととした分析等がなされているというふうに受けとました。

では、この状況に係る分析を踏まえて、具体的に施策は打つていかなければいけない。例えば、これは決して子供の責任ではないわけです。不登校になるのは子供の責任ではない。しかし、やはりければ学校に行って、みんなと一緒に勉強もして、遊んだりしてというふうな状況にぜひなつてほしいなど私は心から思うところでございますが、文部科学省においてそのような取り組み、施策について、具体的にお聞かせをいただければと思

います。

○吉田(宣)委員 文部科学省といたしましては、これまで、不登校児童生徒への支援につきまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置による教育相談体制の充実、地域の不登校施策の中核的役割を担う教育支援センターの充実、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICTを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取り扱いなどの環境整備等の対策に取り組んでまいりました。

また、不登校にならないために、魅力のあるよろい学校づくり、いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり等に関しまして、文部科学省から各都道府県教育委員会等に対しても、その取り組みを促す文書を発出しているところでございます。

○吉田(宣)委員 文部科学省としても最大限の努力はなされていくやと思います、そのような私は受けとめでございます。特に、今の答弁の後段に

あつた、今元気にやっている子供が決して不登校にならないというふうな取り組みについては、もつともつと私は進化させていっていただきたいというふうに思っております。

ただ、一方で、先ほど文部科学省からの答弁もございましたけれども、やはり、それでも学校に行け

四

ないという生徒さん、児童さん、お子さんがいる

また、夜間中学における就学機会の提供や地方

す。

ら、この点について答弁をいただきたいと思いま

文部科学省とも本当に連携を密にしてこうしようと
のも現実の問題なんです。この現実の問題に適切
に対処するのは私ども立法府に置かれる者の責務
であろうというふうに私は思います。もちろん

公共団体間の役割分担に関する協議等を行う協議会の設置なども定めております。本法案が成立することにより、不登校児童生徒への支援策のさらなる拡充や、夜間中学の設置促進の

ただ、こうした支援は児童生徒の意思を十分尊重した上で行われることは御指摘のとおりであり、その旨を基本理念で明記させていただいております。

○富田議員 夜間中学につきましては、義務教育未修了のまま学齢を超過した方々や、本国において義務教育を修了していない外国人等の就学機会す。

うな対策に取り組んでいかなければいけないと田
島ですが、立法府でできることはやはり立法府で
もやっていかなければいけない、実は、その結果
が今回のこの法案であるというふうな私は認識で
ございます。

進が図られ、一人一人の状況に応じた支援を一層推進することができるものと考えております。○吉田(宣)委員 ありがとうございます。

基本理念におきましては、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるよう定めるとともに、第十三条におきまして、学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、

の確保に重要な役割を果たしております。また、不登校等により実質的に十分な教育を受けられな
いまま中学校を卒業した方の受け入れも行われつ
つあります。

この法案の意義について、法案提出者の方から
ら、まず、確認の意味においても御説明を願いたい
といえます。

私も、この法案の作成といいますか、そういうふうに携わらせていただきました。それは、子先生の思いを受けて、また、背中を見て、その熱い取り組みに心を打たれて、私も取り組まなければならぬ、そういうふうな思いでやらせていただきました。この法案についてはさまざま注意があるうかと思いますけれども、私は、大切に

必要な措置を講ずるものと定めております。このように、本法案は、個々の不登校児童生徒の状況等に十分分配慮した支援を行うことを趣旨としております。

本法案では、第十四条におきまして、地方公共団体は、「夜間その他特別な時間において授業を行ふ学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」としており、全ての地方公共団体に対して夜間中学の設置を含む必要が在、全国で、八都府県で三十一校の設置にとどまつております。

不登校に関しては、学校に行けないことへの罪悪感を抱く児童生徒や、不安を抱えている保護者も少なからずいらっしゃいます。また、児童生徒の学習環境が十分に整っていないケースもあるなどさまざまなお課題があり、個別の状況に応じた対応が求められているというふうに考えております。

していかなければならぬと思つております。
ただ、一方で、今回、法律が新たにできるとい
うことについて、残念ながら不登校である子供の
環境がやはり変わつてくるかと思うんです。この
ことが、我々が意図しないような形でかえつて子
供にプレッシャーを与えるようになつてしま
ならないと私は思つてゐるところでございま
す。

その環境が極めて大切になつてこようかと思つております。そういつた部分に関して配慮がなされて いる法案であるということを私は今認識させて いただきました。

続きまして、今法案が晴れて成立をして、これ から新しい試みが始まらうかと思いますが、この 法案ができる以前、今もそんなんですけれども、

な措置を行うことを義務づけるものとなつております。
これに基づき、本法案の成立後には、夜間中学校の設置を含む必要な取り組みを全ての地方公共団体において進めていただきたいというふうに考えております。

夜間中学に関しては、さまざまな事情により義務教育を修了することができず、教育の機会を希望される方も多数いらっしゃいます。

本法案は、こうした課題に対応するため、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する」とあります。

そのような配慮は最大限、例えば、我慢に我慢を重ねて学校に行かなくてもいいんだよというふうなメッセージも込められているかと思いますが、この点に関する規定の中身について、法案提出者の方から御説明を願いたいと思います。

校はそういう御答弁がありました。これは、教育再生実行会議でもずっと議論させていただきまして、下村元大臣もそういう答弁をこの委員会でしていただいているので、我々もしっかりとこのバックアップをしてまいりたいと思います。

法案では、不登校に関し、基本理念の第三条第二号で、「状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」と定めるとともに、不登校特例校や教育支援センターの整備充実に必要な措置を講ずるよう努めること、多様で適切な学習活動の重視性に鑑み、児童生徒や保護者に対する情報提供・助言その他の支援に必要な措置を講ずることなどを定めております。

○富田議員　吉田委員のおこしやるとおりだとうふうに思います。立法チームでもそのような議論をずっと重ねてまいりました。

本法案が成立した時に、夜間中学校の実施が他の都府県でも行われるようにならうかというふうに私は期待をしておりますが、法案提出者の方の方に対しても、大変意義あるものであろうと思つております。質疑のやりとりの中にも、八都府県二十五市区三十一校という夜間中学校の実施がされているわけでござりますが、逆を言えば、これ以外のところでは行われていないということかと思います。

の吉田、宣委員、時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますが、本法案を機に、先ほどお話しもありましたように、各都府県に最低でも一校、これはぜひ実現をしていっていただきたいと思いますし、最後に、文部科学省におかれましてはしつかり支援をしていただきたくお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○永岡委員長 次に、寺田学君。

○寺田(学)委員 寺田です。

まずは、常任委員ではないにもかかわらず、この場で質問の機会をくださいました委員長を初め理事の皆様、委員の皆様に心から感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

それとまた、本当に長い道のりながら、そしてまたさまざまな糾余曲折もありながら、着実に前進を進めてくれた、今回の法案を提出された議連の皆様、河村先生、馳先生初め多くの皆様に感謝を申し上げたいとともに、私も、かなり前からフリースクールのことに関する議連の中で頑張つてまいりましたが、昔を思い起こしますと、まず、文科省に担当の部局がありました。フリースクールに通う子供たちの通学、学割を何とか適用できないかということに取り組んでおりましたけれども、まず文科省から言われたのは、担当する部局がありませんと。その後、何とかこじあけて、生涯学習局ですと言われました。その後、私も落選を二年していましたけれども、今、初中局が担当し、そしてフリースクール担当の亀田さんがいらっしゃる。私は、大きな大きな道のりの中での前進だと思っています。文科省、そして今政権を担っている安倍政権にもそれは感謝をしたいと思っています。

今回、法案によつて、学校そしてまた学校以外の学びの場を含めた多様な学習機会を確保し、子供たちがそれを享受していく道のりの前進の法案だと思います。私個人としては、まだ十分なところには達していないと思いながらも、本当に大きな一步だと思っています。

そう考える上での二つの視点を申し上げながら、大臣そしてまた提案者の方にお伺いしたいと思います。大臣には、ちょっとと通告していない基本的なこともお伺いするかもしれませんので、何とぞよろしくお願ひします。

二枚、資料をお配りしました。一枚は、ちょっと恥ずかしながらですが、私が以前毎日新聞、二〇一二年に載った記事、それともう一つは、こ

れはTBSの「情熱大陸」というところで特集をされた、ある学校のお話です。

まず、一つ目の毎日新聞の方からですけれども、いじめによって自殺をする残念なケースといふのは絶え間なく起きているんですが、話題にな

るときが何年かに一度あります、この記事が載つたときはそのときだつたと思いますが、学校に行くのがつらいので自殺をするということで自殺をしまつた事件が大きな話題となつたときに載せられた記事です。

「不登校のスマスマ」という、ちょっと多くの方には賛同されないようなセンセーショナルなタイトルで書かせてもらいましたが、一言で言えば、死ぬぐらいいなら学校なんて行かない。もちろん学校は大事だと思いつつも、私は思つてゐるところではないと私は思つてゐるところではないと私は思つてゐるところではないといふことを書いた記事です。

その中にも書いています、私、こういう大柄な形をしていてる餘り想像されにくいくらいですが、私も一時期いじめられました。もちろんいじめたときもあるので、本当に自分で自業自得だと今まで反省をしていると余り想像されにくいくらいですが、死ぬぐらいいなど私は考へてゐるところではないと私は思つてゐるところではないといふふうに思つてます。

大臣、ちょっとお伺いしたいのですが、学校に行くのはつらいから死ぬ、そう思うくらいだったり学校なんて行かなくていいよと私は考へてゐるんですが、どう思われますか。

○松野国務大臣 何よりも命が尊重されるということは当然のことであると考えております。

○寺田(学)委員 学校行政 文科行政をつかさどる大臣ですから、直接的には言えないお立場であるということはわかつていますが、実は、これは伊吹大臣のときにもお伺いしています。そのときは、伊吹文科大臣に対して、助けてくださいといふ手紙を出した、そういうのが届いたというのが報道になつてました。私はそのときにも聞いたんです、伊吹大臣に。そんな子供が直接大臣にお願いしているんだから、休んでいいよと一言言つてくれと、う話を言つたら、けんもぼるるに、私がそんな立場で言えるわけないでしょと言われました。それに比べれば、まあ伊吹大臣は伊吹大臣で立派な方でけれども、今の松野大臣のお言葉は、私は、本当に多くの子供たちの命を救え

た、通わなかつたということはあり得ると思うんです。なので、私は、何ら恥ずかしいことではないと思いますので、冒頭申し上げたとおり、多様な教育機会が確保されることが本当に大事だと

思つてます。

大臣にお伺いしたいんですけれども、これは私が以前も文科委員会に出張で質問させていただきました。いじめのときでした。これも同じように聞いたら、大臣、ここは本音でお話ししていただきたいんですが、私が今述べたとおり、同じような気持ちを持つた子供たちはたくさんいると思います。私は、死を覚悟するぐらいなら学校なんて行かなくていいんですよ。私は今国会議員ですから、私は大臣がそういう同じ気持ちを持っていただけでも、どれぐらいの子供たちが救われるかわからないと思うんですね。

大臣、ちょっとお伺いしたいのですが、学校に行くのはつらいから死ぬ、そう思うくらいだったり学校なんて行かなくていいよと私は考へてゐるところではないと私は思つてゐるところではないといふふうに思つてます。

実際、そういうような方の声もいたと思います。ただ、やはり私は、その方々からしてみると十分な形でないにせよ、今不登校で悩んでる子供たち、そしてまたそれを抱える保護者の方々にとつては大きな一步になる法案だと思つてます。

今回、不登校というところに焦点が当たつて、この法案に対して、私は可能性が広がる法案だと思つてます。実際、そういうような方の声もいたと思います。ただ、やはり私は、その方々からしてみると十分な形でないにせよ、今不登校で悩んでる子供たち、そしてまたそれを抱える保護者の方々にとつては大きな一步になる法案だと思つてます。

提出者の方にお伺いしたいんですが、この法案の持つ、そして多様な教育機会を開く第一歩となるようなこの法案に対しても、立法趣旨というのを重ねて聞くのもやばですけれども、もう一度お伺いしたいなといふふうに思つてます。

○等議員 今、寺田委員からございましたように、今、松野大臣も申されたとおり、私自身も教育の問題にかかわつてくる中で、やはり寺田委員の御指摘のとおり、本当につらい思いをして、児童生徒、子供たちがまさか自分の命を絶つようになるぐらいだつたら、私も、休んでいいんだよと。学校を休養をとつて、しつかりとまたその子供たちが自分自身の生きていく道を取り戻す、そういうふうな環境に置かれていくことができるようになります。

がそんなん立場で言えるわけないでしょと言われたんです。それに比べれば、まあ伊吹大臣は伊吹大臣で立派な方でけれども、今の松野大臣のお言葉は、私は、本当に多くの子供たちの命を救え

るふうに思つてます。

不登校児童生徒、現在も多くの、十二万人を超えると言われる子供たちが直面をしています。先

ほど来ありましたように、さまざまなものがあろかと思います。これは決して子供たちの責任ではありません。家庭の事情あるいは学校でのさまざまな対人関係、いろいろあると思う。

そういった中で、そういう子たちが今、教育委員会などが設置をしている教育支援センターや、あるいは、今回寺田委員も取り組んでこられたフリースクール、ホームエデュケーション、さまざま民間の取り組み、さらには自宅など、学校以外の多様な場で学んでいるという現実があるわけだと思います。

こうした実情を踏まえて、不登校児童生徒が学校以外の場において行う、多様でその子たち一人一人に応じた適切な学びの環境というものをしっかりと確保していくことができるよう、その思いを持ってこの法案を今回提案させていただいたところでございます。

○寺田(学)委員

ありがとうございます。ある種、私も、不登校児の当事者だった人間として、本当にこういう大きな前進というものは心強いですし、これからも、もう一步もう一步進めたいと思っています。

その中で、私はいじめによっての不登校ではあつたんですが、そのときに、やはり恥ずかしかつたです。自分がはじめていないということ、そしてまた多くの方から嫌悪されているというこのつらさがあり、自分自身のアイデンティティを本当に失いかけたときがあるんです、だから私はそのときに単純に休むことができたので、今ここにいるわけですけれども、やはり学校に通うこと、重ねて申し上げますが、学校は大事だと思っています、教育機関の大きな大きな柱だと思っていますが、それ以外の選択肢があるということが私は大事だと思っています。

もう一枚お配りしたところ、「情熱大陸」という民放の番組ですけれども、よみたん自然学校といふになられると、どういう価値観を持つた学校な

のかということを御理解いただけると思うんですが、私もこのテレビ番組を見てからファンになつたのは、毎年一回通りで、ささやかながら応援をしてるんです。

ここでの私が敬愛する教育者の小倉さんという方なんですが、いわゆる既存の学校教育の中においては、ある種びかびかの方です。灘高を出られて東大に入り、そして大手商社に入つて、自分自身が何をやりたいのかということを考えられないことに気づいて、物すごく仕事はできたみたいですけれども、自分自身で自發的に何かを考えみてようということが苦手なことに気づいて、やめて沖縄に奥さんと行き、学校をつくつて、今でも頑張つてやつていらっしゃいます。本当に私は敬愛をしています。

ここにも書かれているとおり、一般的な幼稚園ののようなカリキュラムだつたり、やることを大人が決めることはありません。子供たちが決めて、その後、子供たちのやることに関する見守り、そして時には誘い、誘導しながら子供の自発性、成長というものにずっと寄り添つてやつていく。

いろいろ聞く中で、私はすごいなと思うのは、

文字の読み書きを教えるなくとも、自分の大好きな人に手紙を書きたいからといって、文字を教えてくれ、そしてまた、読みたい本が順番待ちで読めないんだつたら自分で読みたいからということ、で、文字を教えてくれ、読み方を教えてくれといつて、飛躍的な速さで物事を覚える。そして、読み書きができるようになる。自發性も物すごく強くなる。子供を完全に信じ切つて教育をしていられるのが、このよみたん自然学校の二つの大きな柱だとだと思ってています。

何を申し上げたいかというと、学校を休んで学校以外の学びの場に通うことが、私は恥ずかしくないことだと思つていますが、多くの方が恥ずかしい、それも一つの道なんだと思うには、このような学校が、ある種、国からというのもあれでし、行政というのもあれですけれども、当然

の存在として認められ、そしてそれが何かしら、必要であれば地域の方、そして行政の支援もあって、そこに通う子供たちが胸を張つてそういう一つの新たな学びの場に通つて勉強することが私は大事だと思っています。

本当に日本の学校教育、ある種、一つのあり方だと思いますが、私の妻も、学校教育が合わなくて、それなりの時間不登校で、自分の家で勉強していましたという話ですけれども、こういう新しい一つの学びの場、多様な学びの場をつくるということは私は大事だと思っています。

時間が来ましたのであれども、私が申し上げたいのは、いずれにせよ、学びの場は子供にとって多様であるべきだと思います。その大きな柱が学校であることは私は否定しません。ただ、それ以外の学びの場がつくられ、応援する気風になつて初めて、子供たちは伸び伸びと生活をし、自分に自信を持ち、前に進んでいけるんだだと思いますので、どうか文部科学省の方々には、そういう視点をより一層強く持つていただき、そして、私も議連の一員ですけれども、議連の皆さんとともにこれからも歩み、そして、今回の法案を反対される不登校の親の方々もいらっしゃると思うのですが、こういう同じような考え方を持つた議員もいるんだということを信じてくださつて、何とか前に進めていければといふふうに思つております。

松野文部科学大臣に伺います。
全国各地で夜間中学が設置、拡充される必要がありまして、そのためにも全ての都道府県で協議会を設置すべきだと考えますが、いかがですか。

○松野(国務大臣) 夜間中学の設置等に当たつて、都道府県及び域内の市区町村等が協議会を組織して、役割分担をしながら取り組むことは有効な手段であると考えております。一方で、地域の実情に応じて、それ以外の方法により協議を行つたり、周辺の市町村が互いに協力したりして取り組みを進めることも考えられます。

文部科学省としては、先ほど答弁もさせていたしましたけれども、各都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置をされるよう、本法案が成立した際には、各地方公共団体において協議会の仕組みも活用しながら検討を進めていただきたいと考へております。

るべき当事者、関係者の中から強い批判が起つています。慎重審議などを求める請願署名は、十月十五日時点で一万五百三十筆に及び、まだ集まつてきているという状況です。紹介議員は五十五人に及びます。

ですから、我が党は、夜間中学の部分は一致しているのだから、まず立法化をする、不登校の部

分については、これは分けて引き続き話し合いを継続しようと主張をしてまいりました。

十五歳を過ぎて義務教育を修了していない人は全国に百数十万人いるとされていますが、公立夜間中学は八都府県に三十一校あるのみで、北海道、東北、中部、四国、九州には一校もありません。夜間中学が設置されている地域においても、入学要件が市内在住、在勤などに限定されている場合がありますが、人々の就学の機会が制約されている状況があります。

本法案には、夜間中学の拡充、設置拡大を進めるために都道府県ごとに協議会を設置することが盛り込まれていますが、努力義務にとどまつていません。

松野文部科学大臣に伺います。
この法案は、夜間中学の部分と不登校の部分との二つから成る法律案です。
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について質問をいたします。

○畠野(委員長) 次に、畠野君枝君。
○畠野(委員) 日本共産党的畠野君枝です。
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について質問をいたします。

○畠野委員 各県でつくるうということですか
ら、ぜひこれを進めていただきたいと思います。

現在、全国で約三十校の自主夜間中学が頑張っています。これら自主夜間中学の関係者を協議会

の構成メンバーに入れる必要があるのではないか

と思いますが、提案者、いかがでしょうか。

○富田議員 この問題は、もう畠野先生は当然御存じのよう、PTTの中でもかなり時間を割いて

話し合いをしました。結論として、今のような第

十五条第二項第三号において、協議会の構成員と

して、「学齢期を経過した者であつて学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者」というふうに最終的に規定させていただきました。この「民間の団体」には、例えれば自主夜間中学の関係者も含まれる場合もあるというふうに考えております。

○畠野委員 提案者の、自主夜間中学をきちっと位置づけていくという御答弁でした。

そこで、松野大臣に伺います。

公立夜間中学でフォローし切れない人が通う自主夜間中学への今後の支援、施設利用費免除措置などを行う必要があるのではないかと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 公立夜間中学のみならず、いわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場として機能していると認識をしております。

文部科学省としては、自主夜間中学に対する取り組みについて、各地方公共団体に対し、地域の実情に応じて適切に検討いたくよう促してまい

りたいと考えております。

○畠野委員 ゼビ国としても支援を進めていただきたいと思います。

まず、不登校の認識についてです。

不登校は一九八〇年前後から急増し続け、二〇

六九年人という結果です。これは前年度の約十二万三千人からさらにふえていて、大きな社会問題になっています。

その多くは、競争的で管理的な学校社会から自分の心と命を守るために緊急避難、自己防衛だと言われています。わけのわからない校則、いじめや体罰、あるいはそれを見ていることの苦痛、忙しそうな生活、学校生活の中で何らかの理由で身

まして、地域の実情に応じて検討していくべき、協議会の構成員をお決めいただきたいと考えております。一番詳しいのは多分先生がおっしゃったとおりだと思いますので、必ず入っていただけるようになつていくのではないかと期待しております。

○畠野委員 提案者の、自主夜間中学をきちっと位置づけていくという御答弁でした。

そこで、松野大臣に伺います。

公立夜間中学でフォローし切れない人が通う自主夜間中学への今後の支援、施設利用費免除措置などを行う必要があるのではないかと思いますが、いかがですか。

○松野国務大臣 公立夜間中学のみならず、いわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場として機能していると認識をしております。

文部科学省としては、自主夜間中学に対する取

り議論があつたところでございますが、不登校の原因にはいろいろな原因があるわけで、先ほどの寺田先生は、いじめからだ、こうおっしゃった。現実に不登校の状態の子供たちがたくさんいると

いうことについては、やはりそれは直視しなきやいかぬ。そして、教育は、やはり命を育む教育でなければならぬわけありますから、命第一と

いうことは当然の前提だというふうに我々も考え

ております。

これは、不登校児童だけの問題じゃなくて、あらゆる児童についても言えることではございますが、特に、不登校状態にあるということは、その

児童において、登校している子供たちと違った心理的いろいろな問題を抱えているということ、これをやはりしっかりと受けとめた形での対応をする。したがいまして、命最優先であるという御指摘は当然の前提であるというふうに考えます。

○畠野委員 命最優先とおっしゃいました。

一方で、子供の心理的な問題、それに私は逃げ

ちゃいけないと思うんです。本当に命優先というのならば、なぜこのような法案のたてつけになつているのかということを問わなくてはなりません。

不登校経験の方、○さんは、自分の体験を次のように語っています。

私は昔、不登校でした。学校へ行くことがただただ苦痛でした。でも、家にいれば楽に過ごせたわけではありません。自分は学校に行けないダメな人間なんだと自分を責めていたからです。こう

いうとき、体は動きません。だめな人間でごめんなさい、だめな人間なのに生きていてごめんなさい、これは決して私一人の特殊な考え方ではない

と思います。多くの不登校の子は、ただ学校に行

な角度から御指摘をいただいて、我々も勉強させ

していただきました。

さて、今御指摘の点はあの場においてもいろいろ

でも、いえ、善意であればこそ、自分を責めている当事者には凶器になります。みんながこんなにいろいろしてくれてるので、自分はそれに応えられない超だめ人間なんだと思わせるには十分だからです。

提案者に伺います。

○河村議員 この法案においては、基本理念として掲げてありますように、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにする

ということが大前提であります。不登校の施策がこの基本理念に基づいて行われるわけではあります。

○河村議員 この法案においては、基本理念として掲げてありますように、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにする

「個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ」ということで、そういうような観点に立つて相談を初めとする各種の相談に乗るための体制整備ということでありますから、この法案によつて、個々の児童生徒たちの意思といいますか状況に応じて、それを十分尊重しながらやつていかなきやいかぬということになりますから、その結果において、今議員御指摘のように、追い詰めるようなことになつてはいかぬ、こう思つておられるわけ

あります。

第十三条にも、「学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み」と同時に、

「個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ」ということで、そういうような観点に立つて措置をやつしていくこうということであります。また、二十条におきましては、教育及び福祉に関する相談を初めとする各種の相談に乗るための体制整備ということでありますから、この法案によつて、個々の児童生徒たちの意思といいますか状況に応じて、それを十分尊重しながらやつていかなきやいかぬということになりますから、その結果において、今議員御指摘のように、追い詰めるよ

うなことになつてはいかぬ、こう思つておられるわけ

あります。

今回のこの法案によつて、いわゆるフリースクールといったようないろいろな多様な機会もある、そういうものを含む中で、どのような支

援ができるかということを考えていこうということ

で、大きな一步になるということでの法案を出させていただいた、こういうことがあります。

○畠野委員 教育の機会よりも命の確保、安心の

方が大事なんだということなんです。どころか、法案のタイトルはどうなつてあるかといえば、教

育機会の確保等なんです。マーンは教育機会。今

おっしゃった支援などは、「等」の中に隠れています。ただで、つけ足しじゃありませんか。明らかに順番が違う。

そのいろいろな対応をするという名のものに、現実はどうかといえども、学校復帰の圧力が強められて、子供と親が追い詰められている現状があるんです。だから、当事者や関係者は心配しているんです。

その一つが、不登校の減少を数値目標にして追求する現場の状況です。もとは国です。教育振興基本計画で、成果指標として全児童生徒数に占め

ふうに思ふんです。

ておりますんで、先ほど申し上げました理念にありますように、その過程過程、あるいは不登の子供自身、それぞれの状況の違いがあります

ら、それについて支援を行うことが必要だし、校が、そのテリトリーの中で不登校児がいると、うことにについては、やはりどういうことで、そういうことになつていてるかという理解を深めていく必要はある。また、そのことが、将来、不登校児つくらないよう努力することにつながつてくと私は思うんです。

したがって個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援ということ、あるいは意思を十分に尊重することの重要性ということは基本理念を強くうたつてあるところでありますから、そういうことについて配慮をして本法案を運用していくことが大事だと思いまして、おっしゃるよに、不登校の子供を追い詰めたりする、そのようなことにならないよう配慮というのは当然あるべきであると思います。

た上で、全ての子供が安心して学校に出られる環境を整えていこうということ、それは不可能なことではないと思つております。

しかし、さつき申し上げましたように、あら
る教育の機会、多様な機会といふものを設けて
こうということですから、そういうものを考え
がら、やはり教育現場、義務教育における教育
機会均等というこの基本は崩すわけにいきませ

けれども、その中にあって、多様な教育の機会も

すと担任から言われたと語つて

持ちながら、多くの児童生徒が、豊かな学校生活を持ちながら、多くの児童生徒が、豊かな学校生活といいますか、教育の中につけて、教育が受けられる環境をつくつていこうというその第一歩としに、こういうことが今あります。

てこの法案を大きな前進として出させていたた
いた、こういうことであります。

○松野国務大臣 児童生徒が安心して登校できる
て像ごく経験を重ね もう無理と 最後の一滴が
満杯のコップからあふれ出た状況です。最後の一
滴が満杯のコップからあふれている。学校に向か

が重要であることを当然のこととあります。今、不登校の状況にある子供たちも、それは、一人一人状況も違う、環境も違う。その中において、お子さんが親御さんにおつけます。学習活動の支援云々ではなく、生存の危機に直

て、先生からお話をあったとおり、非常にシリアスな状況の中につつて、その子に対する接し方に關して、慎重を要さなければいけないということ面しているお子さんもいます。そこまで追いか詰めるのは何なんですか。学習活動よりも休息、休養ですというふうに語っています。私は、数値目標

もあると思いますし、自分で学校に行きたいと思
いながら、何かしらの理由によって今学校に足が
入らなくなってしまった時、どうすればいい
かを正直としない皆さんに猛省を求めてい
ます。

さで 松野大臣に伺います。
文部科学省が従来言つてまいりました不登校の
定義とは何でしょうか。

かと思います。それは、個別の状況に応じて適切に判断をしていくことになるんだろうと思
います。

○松野国務大臣 平成十年度から、不登校児童生徒を、一年度間に連続または断続して三十日以上欠席した児童生徒のうち、病気、経済的な理由を

○畠野委員 ですから、数値目標などやめるべきだというふうに言いました。やめるとは言わな

い こころに思てはいためです
数値目標というのは、企業などでは掲げられる
ことはありますけれども、教育、特に不登校とい
ふるいはしたくともできないお沙汰にあるものと定
義をしております。
なお、平成四年度から平成九年度までは、学校

うナーバスな課題で掲げられればどうなるか。子供一人一人の人生にどう寄り添うかではなくて、とにかく数を減らす、そのためには学校に来てもら

うとかいう本末転倒のことが起こるわけです。
校門タッチで出席扱い。学校の校門をタッチして
たら出席扱いというやり方があると訴えられました。
親の会の小学校六年生の娘さんのお母さんが、
せめて校門まで連れてきたら出席扱いにしま

○ 番野委員 そこで伺います。

国では、法律では、学校における集団の生活に関する心理的負担と、あたかも不登校の子供は集団の生

活に心理的負担を感じる子供だと言える表現になつております。

提案者に伺います。どういうことでしょか。

○笠議員 今先生からお話をありましたように、私どもは、この定義について、法案第一条第三号

においては、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心

理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。」としております。

ただ、この不登校の事案については、先ほど来さまざま皆様方の御指摘もあるように、家庭あるいは学校にかかるさまざまな要因が複雑にかかり、登校できない状態になつているものと私どもは考えております。

文部科学省の調査においても、小中学校における不登校児童生徒については、友人関係であったり、あるいは学業不振であつたり、本当にいじめであつたり、さまざまなかうした不安の傾向があるケースというものが多く見られるわけでござります。

こうした点を踏まえて心理的負担と、負担を規定したものでありますけれども、これはあくまで例示であり、具体的な定義においては、心理的負担以外のさまざまなかうした不安の傾向があられるものだと思っております。

○畠野委員 それに加えて、もう一つ見過せないことがあります。国の定義にはある社会的要因、背景が、条文からなくなつております。

国の一九九二年の調査研究協力者会議の報告では、不登校の社会的な要因として、社会においても学歴偏重等受験競争をあおる風潮などが学校や親に不安感を与えおり、それが日常生活の中で子供自身にプレッシャーやストレスを与え、将来への不安感を感じさせ、学習への意欲や将来への希望を失わせてしまつてゐるとして、それ以来、定義に社会的要因、背景を明記したわけです。提案者はこれまでどおり大丈夫ですと言ふんですが、その法律上の保証はどこにあるのか、伺い

ます。それと、もう時間がありませんので、松野大臣、先ほど大臣が答弁された、これまでの国の大不登校の定義を引き継がれますか。一点、まとめてお答えください。

○笠議員 今、畠野委員から御指摘のあつた点については、この第二条第三号の中で、「不登校児童生徒相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。」としております。

さまざま皆様方の御指摘もあるように、家庭あるいは学校にかかるさまざまな要因が複雑にかかる

り、登校できない状態になつているものと私どもは考えております。

○松野国務大臣 文部科学省の問題行動等調査に

おいては、不登校の定義を、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的原因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるとしており、これを踏まえ、定義を定める予定であります。

○畠野委員 時間が来ました。まだたくさん質問があります。国連子どもの権利委員会から、高度に競争的な学校環境が不登校などを助長している可能性があると懸念されてまいりました。不登校について、世界に比べて余りに競争的で管理的な学校のあり方を是正することをぜひ検討すべきです。そのことを求めて、私の質問を終わります。

○吉田(豊)委員 次に、吉田豊史君。

○吉田(豊)委員 日本維新の会の吉田豊史です。

本日は、我々日本維新の会も提出者となつておられます。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に関する質問をさせていただきます。

まずは、子供の教育を受ける権利の観点から質問いたします。

三項では、幼稚教育から高等教育までの教育を法律の定めるところによつて無償にするとしております。憲法を改正しなくとも法改正で十分教育を無償化できるという御意見もあり、日本維新の会は、九月二十八日に教育無償化法案を提出いたしました。

そこで、質問いたします。

子供たちの教育の機会の確保という点では、今回審議しております法案も、我々日本維新の会

が提出した法案も、目的は同じだと思います。日本維新の会提出の教育費無償化法案では夜間中学やいわゆるフリースクールについてどのような扱いになつているのかを把握されているか、これを提出者にお聞きいたします。

○伊東信議員 吉田豊史議員の質問にお答えいたします。

○伊東信議員 吉田豊史議員の質問にお答えいたします。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の御質問にお答えいたします。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の御質問にお答えいたします。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の質問にお答えいたします。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の質問にお答えいたします。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の質問にお答えいたします。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の質問にお答えいたします。

さて、夜間中学の教育というのは、この法律案に言う「学校教育等」に該当します。そこで現在も無償とされている授業料以外の学校教育に係る費用は、法案の第六条により、その負担ができる限り軽減するものとされております。また、教育費無償化法案に言う「学校教育等」とは、学校教育のほか、それに類する課程を置く施設において組織的に行われる体系的な教育を含むこととしており

ます。いわゆるフリースクールにおける教育について、将来の無償化の実施法の制度設計にもよりますが、そのフリースクールが、学校教育に類する課程を置き、組織的、体系的な教育を行ふものであれば、教育費無償化法案の対象になり得るものと思われます。

しかししながら、補足ですけれども、残念ながら現時点では、のようなフリースクールは少

ないものと認識しております。

我々日本維新の会は、ことし三月に発表した憲法改正原案に教育の無償化を掲げ、改正原案の二十六条一項において、「経済的理由によつて教育

に対する教育機会の確保等の支援、整備を核としておりますけれども、そもそも不登校にならずに済むような対策が大切だと思います。問題が生じた初期対応のミス、学校側の不適切な対応が続いたために、どうしても学校に行けなくなつてしまふケースも多く見受けられます。

不登校にそもそもさせないための方策として、学校などに対してのしっかりととした指導が盛り込まれているかどうか、これを提出者に確認させていただきます。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、児童生徒にとって、学校といふものが安心して教育を受けられる場というものは、そもそも重要なことでございます。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の質問にお答えいたします。

○吉田(豊)委員 この法案は、不登校児童生徒等

調査組織を設けて事案に対処することとされており、いじめと不登校は密接に関連があるところであります。

各教育委員会においても、いじめ対策と不登校対策がお互いに十分な連携が図られるべく、いじめと不登校は同じ生徒指導部門で担当していると承知をしております。

○吉田 豊 委員 今大臣の御答弁の最後の部分ですが、同じ部門で担当すると。そのことがしっかりと効果を生むというふうに考えているのかどうか、藤原教育局長に確認させていただきたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省におきましては、各都道府県の教育委員会等において、今大臣の方から御答弁申し上げたおり、いじめ対策、それから不登校対策が同じ担当で処理されているということによりまして、それなりの効果が上がっているのではないかというふうに認識はしております。

○吉田(豊)委員 それなりの効果という、ちょっと心もとない御発言なんですねけれども、これは、やはりこの法案について非常に重要な部分だらうと考えておりますので、大臣、もう少しこの効果というところを御説明いただけないかと思います。

○松野国務大臣 委員から御指摘があつたとおり、いじめと不登校というのが密接に関連をしているという認識において事を進めるに当たっては、何よりも情報の共有化をすることが重要であります。そのために、同じ生徒指導部門で担当すれば、同じ生徒指導部門で担当することによって、その情報の共有化が進み、このいじめと不登校との関係の中において適切な処理がしやすくなるというふうに認識をしております。

○吉田(豊)委員 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、やはり情報の共有化ということは、何よりも問題にとつて一番大切なことによって、その情報の共有化が進み、このいじめと不登校との関係の中において適切な処理がしやすくなるというふうに私自身も考えております。

続きました質問いたしますが、國民にひとしく教育を受ける権利があると同時に、保護者には子供たちに義務教育を受けさせる義務があります、当たり前のことでございますけれども。さまざまなかな事情でどうしても学校に行けなくなってしまう子供たちに、学校には行かなければだめだと一律に通学を強制してしまった背景が社会的にあると

でも、我慢して通学し続けていることで逆に心が折れてしまう場合もあり、最悪のケースでは、みずから命を絶つてしまうというケースにも至りかねません。

とうとい命を守らなければならぬということから考えますと、場合によつては、学校に行かなくていいんだよ、命を守るためにはゆっくり休んでいいんだよ、こういうメッセージを全国の教育者、保護者が共通の認識として持つことによつて、心が救われる子供たちが大勢いると考えます。

ぜひ、その子供たちへのメッセージとして、休んでもいいという、このことを明確に発信していくべきだと思いますけれども、この法案にそのような趣旨が盛り込まれているかどうか、これを提案者に確認させていただきます。

○伊東(信)議員 吉田豊史議員の御質問にお答えいたします。

その前段階としまして、先ほどの御質問の中で、いじめ対策推進法についてのお尋ねがあります。三年前にこの法案を作成するとき、馳浩前文部科学大臣が座長となりまして、私も法案の実務者として参加させていただきまして、ほぼ三年がたちまして、ただいまその内容を検討いたしておるところです。

実は昨日、第一回の勉強会があつたんですけれども、その際に、この不登校となつてしまつた子供たちの対策、支援に関しまして密接な連携を図るべきという、やはりそういった議論が出来ましたので、議員の御指摘に感謝いたします。

さて、先ほど、すなわち、子供たちに休んでも

いいんだよ、そういつたメッセージがこの法案に盛り込まれているかという御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が必要であると、まず前段階として考えております。しかしながら、現実の問題といったしまして、児童生徒の一人一人、個々の状況によっては、例えば、いじめを受けている場合に一定期間学校を休む、つまり学校に行かないで休養が必要なケースもあるのではないかと考えております。

私自身は、外科医もやっておりますけれども、さまざまなケースにおきまして、そうしたメンタルな患者様、児童を扱うこともあります。そういった場合、個々の例を考えると、そのような休養というのが、ともかく休養する、そういうたることが必要なケースもあると承知しております。

このため、本法案におきまして、法律として初めて、この法案の第十三条で不登校児童生徒の休養の必要性を規定いたしております。この考え方を明らかにしたところでございます。

今後、本法案の趣旨につきまして国民の理解を広げるとともに、やはり児童生徒というのは人間でございますから、一人一人、個々のケースがござります。その一人一人の状況に応じた支援がこの法案の趣旨に基づきまして行われるように期待している、そういうところでございます。

○吉田(豊)委員 ここは非常に大事なところだと思います。休んでもいいんだよということは、もちろんそうですねけれども、あと、休ませてもいいんだよというところをいかに社会通念としてつくつていくか、これがこの法案のみそじやないかなと私は思います。そういう意味で、非常に重要な法案だと考えております。

この法律によつて一人でも多くの子供たちの教育の機会が確保され、改善されていくことを望みます。私も吉田豊史の質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○永岡委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党的吉川元です。私も、この法案の立法作業チームのメンバーでした。その意味では、昨年から真摯に議論を積み上げてきたメンバーの皆様の努力に心から敬意を表したいと思います。

ただし、不登校の当事者の保護者あるいは経験者、さらには支援に携わる方々の中には、本法案に懸念を抱いている方々も多数存在をしております。党内の議論でも懸念や意見が出されました。その点を踏まえて、きょうは、質問させていただきたいたいと思います。

最初に、二条三号、不登校児童生徒の定義についてお尋ねします。

ここでは、相当期間学校を欠席し、学校の集団生活に関する心理的な負担その他の事由によって就学が困難である状況を不登校としております。「集団の生活に関する心理的な負担」という言葉を盛り込んだ理由をお聞かせください。

○答議員 本当に吉川先生には、ともに二十一回、立法作業チームでいろいろな御意見をいただきましたことに感謝を申し上げます。

不登校事案について、家庭や学校にかかる状態になつてゐるものと考へております。文部科学省の調査においても、小中学校における不登校児童生徒については、友人関係や学業不振など学校に係る状況から、不安の傾向があるケースが多く見られています。

こうした点を踏まえて心理的負担を規定したものです。これは先ほど申し上げておりますようにあくまで例示でございまして、具体的な定義においては、心理的負担以外のさまざまな要因、背景を考慮した上で定められるものと考へております。

○吉川(元)委員 既に指摘もされておりますが、ことし七月に取りまとめられた不登校児童生徒への支援に関する最終報告では、不登校の定義及び認識について、不登校とは、多様な要因、背景により結果として不登校になつてゐるということで

あり、その行為を問題行動として判断してはいけないというふうにされております。

多様な要因、背景の結果が不登校だとすれば、さまざまな理由により就学が困難である状況とだけ私は記述すればいいようにも思つております。

「集団の生活に関する心理的な負担」という表現、まあ例示ということでありますけれども、とりようによつては、不登校になつた子供の心の問題、そういうふうに受けとめられても仕方がないのではないか。不登校はどの子供たちにも起つて得るという大前提にもなじまないようにも思ひます。そのことを指摘させていただきます。

同じく不登校児童生徒を定義した二条三号、「文部科学大臣が定める状況」とあります。が、これは具体的に何を指すのか、簡単に説明をお願いします。

○笠議員 現行の文部科学省の調査においては、不登校の定義を、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるとしておりまして、この法第二条の第三号に定めて定められるものと考えております。

○吉川(元)委員 先ほど大臣の方から、三十日と三十日間、期間の問題です。

○松野国務大臣 文部科学省が行つてゐる調査の不登校の規定においては、三十日といふことを使つております。

○吉川(元)委員 濟みません。私の聞き間違いでした。

やはり私が思うのは、期間の問題ではないとい

うふうに思います。実際に、学校に登校していく

も、通つていても、本当にぎりぎりの状態の中で通つてゐる子供たちもたくさんおりますので、日本ちを区切つてとか、これ以上とか、そういう機械的な定義づけというのはやるべきではないとい

うふうに思いますので、そのあたりはぜひ検討していただければといふうに思います。

次に、これも立法作業チームでも私も指摘をさせただいたんですけれども、法案第三条、基本理念に関連してお聞かします。

三条一号で、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境を確保する。その後に、三号において、表現は若干変わりますけれども、三条一号とほぼ同趣旨の内容、不登校児童生徒を特出しして、「環境の整備」というふうに書かれております。これはどういう意味があるのでしょうか。

○青山議員 お答えいたします。

第三条の第一号においては、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるような学校環境の確保を図ることが重要である、必要であると規定をしております。

その上であります、第三号においては、特に本法案による施策の対象としている不登校生徒児童については、登校できないといふ状況を考慮して、安心して教育を十分に受けられるよう、学校環境の整備が図られることについて明記をいたしております。

○吉川(元)委員 不登校といふのはどの子供たちにも起つて得るといふことで、これはもう恐らく皆さんも一致していることだと思います。

そういう意味でいいますと、特殊な問題ではないという考え方にしてば、全ての児童生徒と不登校児童生徒を私はあえて分ける必要はないといふふうに思います。逆に、こういうふうに分けてしまいますと、不登校の子供たちを特殊に扱つてゐるのではないか、そういう懸念を関係者の方々に抱かせる要因になつてゐるのではないかといふふうに思ひます。

さて、法案の七条三項、文科大臣が基本指針を作成の際に意見を反映させる対象として、さらには抱かせる要因になつてゐるのではないかといふふうに思ひます。

さあ、不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成し、学習指導要領によらずに特別の教育課程を編成することができるものとして、教育委員会等の申請に基づき、文部科学大臣が指定するものでございまして、現在、七都府県に十校が設けられております。

文部科学省といたしましては、不登校特例校の設置促進に向けて、設置申請があつた場合には、

か、提出者に尋ねます。

○青山議員 お答えいたします。

民間の団体とは、教育機会の確保等に関する活動を行つさまざまなものと確認なんですか

フリースクール、夜間中学校の設置を推進している団体や、子育て支援団体、子供たちの活動の場を提供する団体などが考えられます。

○吉川(元)委員 ちょっとと確認なんですかとも、いわゆるこの民間の団体というのは、常勤目的の団体といふものも含まれるのでしようか。義務教育の段階、しかも不登校といふ、子供、親、教育関係者それぞれが悩みながら苦惱している問題、そこに常勤団体が参入してくるといふのは余り私は適切ではないとは思つんでしけれども、この点はいかがでしょうか。

○青山議員 お答えいたします。

常勤団体、株式会社だとか塾だとかそういうところが入るかといふことであります、一概に排除されるものではなく、その団体の活動が教育機会の確保に資するものであれば、民間の団体に含まれると考えております。

○吉川(元)委員 関連して、法案の十条、いわゆる不登校特例校を主に想定しているものと思いまが、この不登校特例校は、特区から始まつて全国化され、現在十校が指定を受けているものと承知をしております。

そこで、文科省に尋ねますが、法の成立を受け、特例校をふやす、あるいはふやす予定が既にあるのかどうか、教えていただければと思いま

す。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成し、学習指導要領によらずに特別の教育課程を編成することができるものとして、教育委員会等の申請に基づき、文部科学大臣が指定するものでございまして、現在、七

申請等に係る指導、支援を行うほか、不登校特例校に関する効果的な取り組み事例を紹介しつつ、設置を促すなどの対応をしてまいりたいと考えております。

この法案は、教育の機会の確保というものが大命題になつてゐるわけですが、実際には、教育やそれから学習から一旦遮断をし、本人が安心して休める居場所を提供してあげることも非常に大切なことだといふふうに思ひます。学校に戻つて勉強したい子、勉強したいけれども今の中学校には足が向かない子供、同じような境遇にある子供たちと話をしてみたい子供、それぞれの状況に見合つた支援が必要だといふふうに考えます。それゆえに思ひます。

ただし、基本は、不登校の子供たちが、どこの場で支援を受けるにせよ、普通の子から排除されたり、分離されているといふ気持ちを抱かせないようにすることが大切だといふふうにも思ひます。その観点からすると、特例校に通う場合も、本人やあるいは保護者の意思、これが第一義的に優先されるべきだといふふうに考えますけれども、法案提出者、この点についてはどのようにお考えでしようか。

では、文科省の方に。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

不登校特例校に関しては、今先生御指摘のとおり、本人の意思を尊重して受け入れていくことが、このことではございます。

○吉川(元)委員 次に、法案の九条の不登校生徒の支援状況に関する情報の共有の促進について尋ねます。

まず、文科省に尋ねますが、不登校児童生徒への支援に関する最終報告では、支援の重点方策の

一番目に、児童生徒理解・教育支援シートを活用する支援が挙げられています。最終報告では、このシートを含めた不登校児童の情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるとされ、縦横の関係で情報の共有化する必要性が指摘されています。その際、関係機関として警察も挙げられております。

不登校生徒の情報なぜ警察と共有する必要があるのか、この説明をお願いいたします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、本年七月に出されました不登校に関する調査研究協力者会議最終報告におきましては、児童生徒の支援の状況等を記録する児童生徒理解・教育支援シートの活用、関係機関との共有について提言がされておりまして、また、児童生徒を支援するネットワークの一つとして警察が挙げられているところでございます。

したがいまして、例えば不登校児童生徒が深夜にいろいろなところに行ったりするということで犯罪に巻き込まれるようなおそれがある場合が考えられまして、こういった場合につきましては、当該児童生徒の安全確保や健全育成の観点から警察も連携先の一つとして想定され得るため、警察についても情報の共有先として私どもは認識しているところでございます。

○吉川(元)委員 児童生徒の安全確保のために必要な場合があると、いうことですけれども、当事者の身になつてみれば、自分が不登校であるということを警察が情報として持っている、管理している、そういうことをもし当事者が知つたとしたらどう感じるのか。やはり不登校というのは悪いことなのか、そう考へてもおかしくないのでないかと思います。

実際にお話を聞きますと、例えば、学校でもしゃべれない、その子が唯一、心療内科の先生にはいろいろなことをしゃべれる、だけれども、しゃべったことがそのまま学校に情報が共有され筒抜けになつて、そうなつたら、その子供は心療内科に行って自分の思いをしゃべることを

やめるのではないか、そういう懸念も私は持つております。

不登校の子供たちは、非常に繊細であり、同時に学校に通うことができない自分に対する罪悪感や自己嫌悪感を強く持っています。その子供たちは避けたいだときたいふうに思いますし、当事者やあるいは保護者が求めているのは、自分

の情報が知らない間に他者に共有されるのではなくて、いろいろな情報を逆に提供してもらいたい、どんなところに行けば相談ができるのか、どういう人たちが手助けをしてくれるのか、そういう情報の提供を求めているのであって、自分の情報

をあちこちで共有されることを別に求めているのではないと、いうふうにも私は思います。

そういう観点からいいますと、この情報の共有に当たつては、当事者たる子供やあるいは保護者にその意図や目的を含めてしまつかりと説明し、その意思を確認して進めるべきだというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、実際の情報の共有に当たつての考え方としては、当該不登校児童生徒の観点から見れば、まさに委員御指摘のとおりだと思います。

○吉川(元)委員 ゼひ当事者の意思を確認して進めていただきたいと思います。

十三条について次にお聞きします。

不登校の子供たちを支援するフリースクールなどには、学校に通えない子供たちの学習支援をするものもあれば、まずは子供たちの居場所を提供し、キャンプやレクリエーションなど主体的に取り組んでいるものまで、それこそ子供たちの状況に応じて多様化しております。

十三條には、「不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性」という記述があります。この表現だと、不登校の子供にとって学校以外の場で重要性を持つているの

のが除外されているような印象を与えてしまってはいかないか。

この点について、なぜこのような記述になつたのか、またどういう意図があるのかということについて、提出者に尋ねます。

○青山議員 お答えいたします。

御指摘の「適切な」の文言の趣旨は、児童生徒にとって適切という趣旨であり、児童生徒の状況に応じた学習活動が重要であるとの趣旨を明示したものであります。

また、「学習活動」については、不登校児童生徒の社会的自立につながる学びが含まれる活動という意味であり、教科学習のみならず社会的活動、先ほどおっしゃられたレクリエーションなどを行ういつたもの、自然体験を通じたもの、スポーツ活動、芸術活動など、幅広い活動を指しているものであります。

○吉川(元)委員 だとするならば、こここの条文については、不登校の子供が学校以外の場において行う多様な活動ということで私は十分ではないかというふうに感じます。

次に、夜間中学に関連してお聞きをいたしました。

十五条で、これも先ほど質問がありました、協議会の設置ができる規定になつていて、義務または努力義務の規定になつていません。その理由をお聞かせください。

○富田議員 これは先生も一緒に協議した条項です。第十四条において、地方公共団体は、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と先ほど御説明させていただきました。

第十四条において、地方公共団体は、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と先ほど御説明させていただきました。

○伊東(信)議員 後段についてお答えいたしました。

協議会を組織して、役割分担をしながら取り組むことが有効な手段と考えられることから設けることとしたものであります。

一方で、地域の実情に応じまして、十五条に規定している構成員以外の構成により協議を行つたり、周辺の市町村が互いに協力したりして取り組みを進めることも考えられるため、同条においては、「組織することができます。」というふうにさせていただきました。

○吉川(元)委員 時間が来ましたけれども、最後に、もう一点だけお聞きいたします。

一つは、各都道府県に一校ずつくるといいま

して、県によっては大変広い県もあります。そこには、不登校の子供が学校以外の場において授業を行うとともに、民間の支援団体も含まれるべきである。そうした支援について法案提出者はどう考えているのかというのが一つ目。

それからあと、附則に盛り込まれた、必要な経済支援のあり方の検討ですけれども、ここにはフリースクールなど民間の支援団体も含まれるべきとお考えなのか。

○富田議員 私の方から、前段の方の御質問に対してお答えさせていただきます。

第十四条において、地方公共団体は、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と先ほど御説明させていただきました。

が、この「その他の必要な措置」として、例えば、夜間中学に通う生徒に対する御指摘の交通費の支給等の就学のための支援を行うことも含まれ得ると提出者は考えております。

○伊東(信)議員 後段についてお答えいたしました。

フリースクールは、不登校児童生徒の学校以外の場での学習に関する支援を行つている点では、一定の社会的役割を担つていると考えております。

ただし、この法律というのは、全体を通じ、個々の不登校児童生徒を支援の対象としておりま

す。

午後零時三十二分散会

学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第三条第一号に掲げる基本理念にのつとり、多様な児童生徒を包括し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。

四 本法第八条の運用に当たっては、本法第十一条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。

五 本法第三章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。

六 本法第十条に定める不登校特例校の整備に当たっては、営利を目的とする団体による設置・管理には慎重を期すこととし、過度に営利を目的として教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特例校や本法第十二条に定める学習支援施設の運用においては、本人の意思を尊重することが重要であり、不登校となつた児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。

七 本法第十四条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第十五条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行ふこと。

八 夜間その他特別な時間において授業を行う学校の実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。

九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しても、その負担の軽減のための経済的支持の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
○永岡委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。松野文部科学大臣。

○松野国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○永岡委員長 お詰りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○永岡委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

平成二十八年十二月八日印刷

平成二十八年十二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局